

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和7年5月7日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 石本 晋也	2番 澤田 嘉之
5番 田中 正博	9番 中川 茂成
10番 田中 安弘	7番 山本 功
11番 山本 千恵子	12番 田中 吉照
13番 杉本 邦子	16番 杉嶋 秀美
17番 森島 隆詞	18番 井上 和也
19番 岩井 三郎	

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

8番 井澤 茂治

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3番 野秋 眞秀	4番 堀内 大
6番 中村 正	14番 新司 吉行

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15番 松尾 清敏

事務局	森田 吉弥
	松田 敏
	西置 雄一
	下村 祐未
	柏原 淳英

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
議案第3号	農業振興地域整備計画の変更事案について

8、署名委員

11番 山本 千恵子	12番 田中 吉照
------------	-----------

9、閉会の日時 令和7年5月7日午後2時40分

審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和7年第5回農業委員会総会を開催させていただきます。

 ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

 また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

議 長 本日の署名委員は、11番山本千恵子委員、12番田中吉照委員の二人にお願いします。

 それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

 事務局から議案第1号について、提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

 1ページをお開きください。1番及び2番でございます。

【 提案説明 】

 場所は3ページの地図のとおりです。

 本件については、譲受人は以前より農地を取得し、盛土がなされており、一部は畑として利用はされているものの、ほとんどが不耕作の状況でございます。現在の盛土においては、盛土規制法に係る届出について、京都府に相談をされている状況でございます。今後は申請地で、果樹を栽培するという計画であり、また、周辺農地については特に隣接地も不耕作になっている状況であるため、影響を及ぼすおそれはないものと考えております。

 したがいまして、農業委員会として許可することは、やむを得ないものと考えております。

 1ページにお戻りください。3番及び4番でございます。

【 提案説明 】

 場所は4ページの地図のとおりです。

 本件については、譲受人は新規就農者であり、野菜を栽培するという営農計画書や、3年間は耕作するという誓約書を、事務局と地元の里区実行組合に出されているため、許可することはやむを得ないものと考えております。

 以上でございます。

議 長 議案第1号の1番、2番については、地区担当委員の中川委員と田中安弘委員が現地確認を行っておられますので、代表して中川委員から補足説明をお願いします。

中 川 9番、中川です。

 本件につきまして、4月22日に田中安弘委員と西置さんと申請のありました現地を

確認しました。当該地は、現状は雑草が繁茂しておりましたが、今後は、果樹を植えるという計画であると聞いておりますので、地元担当委員としては、農地取得は、やむを得ないと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。本件の3番、4番については、地区担当委員の私と井澤委員が現地確認を行いました。井澤委員が欠席されておりますので、代表して私が補足説明をさせていただきます。

議 長 19番、岩井です。
本件につきまして、4月22日、井澤委員、事務局 西置さんと申請のありました現地を確認しました。当該地は、現状は農地として維持管理、されておりました。今後は、野菜を植えるという計画であると聞いておりますので、地元担当委員としては、農地取得は、やむを得ないと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号は、議案どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第2号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、を議題とします。事務局から議案第2号について、提案及び説明を願います。

事務局 5ページをお開きください。議案第2号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、でございます。

まず、本議案でございますが、従来は、旧農業経営基盤促進法による利用集積（いわゆる利用権設定）であったものが、今後は、農地中間管理事業の推進に関する法律により、中間管理機構、京都では京都府農業会議が農業委員会の要請を受け、農用地利用集積等促進計画を定めることとされています。その後、町の認可及び公告を経て、貸借の権利が発生いたします。貸借の期間といたしましては、新規就農者は2年、その他は10年間、短縮5年間も可となっております。

議案第2号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、農地中間管理事

業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、一般社団法人京都府農業会議に農用地利用集積等促進計画の作成を要請したいので、総会の承認を求める。

【 提案説明 】

以上、6件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議長 何かご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号は、議案どおり承認することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第3号、農業振興地域整備計画の変更事案について、を議題とします。農業振興地域整備計画の変更事案についてということで、農用地利用計画変更希望申出書に基づきまして農用地区域解除を進めることに当たり、町より農業委員会に対して意見照会のありました件でございます。事務局から提案及び説明願います。

事務局 19ページをお開き下さい。議案第3号、農業振興地域整備計画の変更事案について、でございます。

【 提案説明 】

まず、農用地除外にあたっては、次の5つの要件がありますので、ご説明させていただきます。1つ目は、除外することが、必要かつ適当であり、また、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること。2つ目は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。3つ目は、農用地の集団化や農作業の効率化、また農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。4つ目は、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する、農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。最後に、5つ目として、農用地区域内の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。本件につきましては、以上の要件を満たしていると判断されますので、農業委員会としては、異議がないものとして回答させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何か異議・ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第3号は、町に対して、異議なしと回答することに決定いたします。

議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

令和7年6月9日月曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和7年6月9日月曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時40分